

和指第223号  
令和6年8月14日  
(2024年)

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花正啓  
(公印省略)

居宅介護支援における特定事業所集中減算について

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、指定居宅介護支援事業者は、毎年度2回、特定事業所集中減算に係る判定様式を作成し、判定結果が80パーセントを超えた場合には、正当な理由の有無にかかわらず、判定様式を市に提出することとなっています。

市への届出は持参のほか、郵送（返信用封筒同封）又はメールで行うことが可能ですので、対象サービスの判定結果が80%を超えた場合には、判定様式の提出等に遺漏のないようお願いいたします。

(報告期限は前期9月15日、後期3月15日（15日が閉庁日の場合は、翌閉庁日）です。)

◆◆令和6年度前期の判定結果の報告について◆◆

\*対象サービスの判定結果が80%を超えた場合は提出してください。

\*判定期間の間に新規指定を受けた居宅介護支援事業所は、上記の判定の結果が80%を超える・超えないにかかわらず、判定様式を市に提出してください。

●判定期間：令和6年3月1日～令和6年8月末日

●提出書類：居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式

\*判定様式については、和歌山市ホームページ番号1003145からダウンロードしてください。

●提出期限：令和6年9月17日(火) (必着)

●提出先：郵送の場合 住所：〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市指導監査課

メールの場合 メールアドレス：shidokansa\_hojin@city.wakayama.lg.jp

●提出部数：2部 うち1部は控えとして返却します。

(注)郵送で提出される場合は、返信用封筒に必要な分の切手を貼付し、同封してください。

メールで提出される場合は、受付完了した旨のメールを返信いたします。

和歌山市 健康局 保険医療部  
指導監査課 介護事業所指定班  
電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320